

京都市告示第 349 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年12月1日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

京都市上京区要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市上京区役所福祉部支援保護課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市上京区役所福祉部	第1号
京都市上京区役所保健部	第1号
鶴山保育所	第1号
室町乳児保育所	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市教育委員会生涯学習部	第1号
京都市立北総合支援学校	第1号
上京消防署	第1号
上京警察署	第1号
社団法人 上京東部医師会	第2号

社団法人 西陣医師会	第 2 号
社団法人 京都府歯科医師会上京支部	第 2 号
社会福祉法人 和敬学園	第 2 号
社会福祉法人 京都市上京区社会福祉協議会	第 2 号
北野保育園	第 2 号
信愛保育園	第 2 号
せいしん幼児園	第 2 号
西陣和楽園	第 2 号
上京保育所	第 2 号
心月保育園	第 2 号
わかば園	第 2 号
中立保育園	第 2 号
上京陵和園	第 2 号
第二わかば園	第 2 号
第二せいしん幼児園	第 2 号
京都市小学校長会上京支部	第 3 号
京都市立中学校長会北・上京支部	第 3 号
公立幼稚園長会	第 3 号
私立幼稚園上京地区園長会	第 3 号
上京区内児童館学童保育所代表	第 3 号
上京民生児童委員会	第 3 号
京都市長が指定する者	第 3 号

(京都市上京区役所福祉部支援保護課)